

令和2年度 第5回天童市農業委員会総会 会議録

令和2年7月20日（月）午前10時30分 第5回天童市農業委員会総会を市民文化会館3階実習室に市長要請により招集した。

1 出席委員

1番	佐藤悦雄	2番	須藤隆司
3番	那須桂子	4番	松田康政
5番	仲野真	6番	三宅藤義
7番	高橋昭義	8番	五十嵐晋
9番	今野滋	10番	太田博巳
11番	梅津節子	12番	秋保茂男
13番	細矢幸市	14番	小川晋
15番	武田仁	16番	清野貢市
17番	荒沢亨	18番	五十嵐慶一
19番	堀越重助		

2 欠席委員

なし

3 出席事務局職員

経済部長	大木真	事務局長	今田明
事務局長補佐	澤和彦	行政主査	鈴木麻悠子
主事	布施雄基	主事	大貫彰太

4 議事日程

第1 農業委員会憲章朗読

第2 開会

第3 臨時議長の紹介

第4 仮議席の指定

第5 農業委員の自己紹介

第6 経済部長、農業委員会事務局職員の紹介

第7 議事

議第17号 会長の互選について

議第18号 会長職務代理者の互選について

議席の決定について

議事録署名委員の指名

議第19号 常任委員の指名並びに常任委員長及び同職務代理者の互選について

議第20号 運営委員の指名並びに運営委員長及び同職務代理者の互選について

議第21号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

第8 諸般の報告

第9 閉会

5 議 事 録

午前10時30分 開会

事務局長 日程第1 農業委員会憲章の朗読を行います。
(農業委員会憲章朗読)

事務局長 本日は任期最初の総会ですので、臨時議長が決まるまで、事務局長の今田が総会日程に基づき進めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

なお、新型コロナウイルスの対応については、本市の感染症対策本部の方針に基づき、マスク着用と適時換気などの対策を行いながら進めてまいりますのでよろしくお願ひします。

それでは、ただ今より去る7月10日付け農第256号をもって招集した令和2年度第5回天童市農業委員会総会を開会します。

事務局長 日程第3 臨時議長の紹介を行います。議第17号において会長が決まるまでの臨時議長については、天童市農業委員会総会会議規則第5条第2項の規定により、年長の委員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席委員の中で秋保茂男委員が年長委員ですので、秋保委員に臨時議長をお願いいたします。

議 長 会長が決定するまで臨時に議長を務めますので、御協力をお願いします。

本日の総会への出席委員数は、委員19名全員出席でありますので、直ちに会議を開きます。

議 長 日程第4 仮議席の指定について、事務局の説明をお願いします。
事務局長 任期最初の総会は、天童市農業委員会申し合わせ事項により、年長
委員を1番とし、最年少委員の19番までを仮議席として指定して
おります。お手元に名簿を配布しておりますので御覧ください。
議 長 ただ今事務局から説明がありましたが、御異議ありませんか。
(異議なしの声)
議 長 それでは異議なしと認め、このように決定します。

議 長 日程第5 農業委員の自己紹介をお願いします。氏名や地区など簡
潔をお願いします。
(順次自己紹介)

議 長 日程第6 経済部長、農業委員会事務局職員の紹介をお願いします。
(順次自己紹介)
議 長 ここで、大木経済部長が公務のため退席します。お忙しい中御出席
をいただきありがとうございました。

議 長 日程第7 議事に入ります。議第17号「会長の互選について」を
上程します。事務局の説明を求めます。
事務局 農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、会長は委員
が互選した者をもって充てるとなっておりますので、委員の皆様で互
選していただくものです。
議 長 それでは、互選の方法について皆様にお諮りします。御意見等ござ
いませんか。
松田委員 推薦ではいかがでしょうか。
議 長 ただ今推薦との意見がありましたが、他に御意見のある方いらっし
やいますか。
(意見なし)
議 長 推薦以外の意見がありませんので、推薦で決定していくことに御異
議ありませんか。
(異議なしの声)
議 長 異議がないようですので、推薦で進めてまいります。それでは、推
薦をお願いします。
松田委員 天童市農業委員会の会長には、前会長であります堀越重助委員を推

議長 それでは、佐藤悦雄委員以外に推薦がありませんので、佐藤悦雄委員を会長職務代理者として決定したいと思いますのですが、皆さん御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 全員異議なしと認め、佐藤悦雄委員を天童市農業委員会の会長職務代理者に決定します。

会長職務代理者が決定しましたので、あいさつをお願いします。

会長職務代理者 このたび会長職務代理者の大役を仰せつかりました佐藤です。堀越会長を補佐して頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 次に、議席の決定について協議します。事務局から説明をお願いします。

事務局長 天童市農業委員会総会会議規則第4条第1項の規定により、議席についてはくじで定めることになっております。くじを引く順番の方法について決めていただきたいと思います。

議長 議席の決定については、初めにくじをひく順番を決めるためのくじを引き、その順番に従って議席を決定することになります。時間短縮のため仮議席順に本くじを引いて議席を決定してはいかがと考えますが、御異議ございますか。

(異議なしの声)

議長 全員異議なしと認め、仮議席順に本くじをひこととします。

なお、農業委員会申し合わせ事項により、議席1番は会長職務代理者、議席19番は会長となっておりますので、くじは2番から18番までとなっておりますので御了承ください。

(仮議席順にくじを引く)

議長 くじ引きが終了しましたので、結果について事務局から報告をお願いします。

事務局長 (議席番号の報告)

議長 ただ今のくじの結果、事務局報告のとおり決定しました。それぞれの席に移動してください。

議長 議事を進めます。議事録署名委員の指名を行います。

2番 須藤隆司委員、3番 那須桂子委員をお願いします。

議長 ここで暫時休憩いたします。再開は午前10時45分とします。

(休憩)

議 長

会議を再開します。

議第19号「常任委員の指名並びに常任委員長及び同職務代理者の決定について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局長

天童市農業委員会規程第4条の規定に基づき、常任委員の指名並びに常任委員長及び同職務代理者の決定を行うものであります。

なお、天童農業委員会規程第3条の規定により、農地常任委員会と農業振興常任委員会の2つの常任委員会を置き、定数はそれぞれ10人となっております。

農業委員会申し合わせ事項により、会長については農地常任委員会及び農業振興常任委員会の両方に所属し、会長以外の委員はどちらか一方に属することになります。

常任委員は、同規程第4条第1項の規定により、会長が総会に諮って指名することとなっております。

また、同規程第4条第3項及び第4項の規定により、各常任委員長及び同職務代理者を常任委員会で互選し、総会で決定することとなっております。

議 長

説明のとおり、当農業委員会では2つの常任委員会を設置しており、会長が地域性を考慮して指名することになっておりますので、各委員の常任委員会の所属について事務局から説明します。

事務局長

(常任委員会の所属について説明)

議 長

以上のとおり指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

全員異議なしと認め、事務局報告のとおり指名します。

それでは、各常任委員会の委員長及び職務代理者を互選していただきます。それぞれの委員会を別室で開催し、決定しましたら事務局まで報告してください。その間、総会を休憩します。

(休憩)

(各常任委員会で委員長及び同職務代理者の互選を行う)

議 長

総会を再開します。

各委員会の協議の結果を事務局から報告してください。

事務局

農地常任委員長に細矢幸市委員、同職務代理者に太田博巳委員が互選されました。

農業振興常任委員長には三宅藤義委員、同職務代理者に松田康政委員が互選されました。

- 以上報告いたします。
- 議長 長 それでは、事務局報告のとおり決定していかがですか。
(異議なしの声)
- 議長 長 全員異議なしと認め、報告のとおり決定されました。
ここで就任のあいさつをお願いします。
(細矢農地常任委員長あいさつ)
(太田同職務代理者あいさつ)
(三宅農業振興常任委員長あいさつ)
(松田同職務代理者あいさつ)
- 議長 長 ここで暫時休憩いたします。再開は午前11時20分です。
(休憩)
- 議長 長 会議を再開いたします。
議第20号 運営委員の指名並びに運営委員長及び同職務代理者の決定について」を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局長 天童市農業委員会規程第10条第1項の規定により、運営委員は9名であり、会長、会長職務代理者、農地常任委員長、農業振興常任委員長、及び会長が総会に諮って指名した5人となっております。
また、同規程第10条第3項及び第4項の規定により、運営委員長及び同職務代理者を運営委員会で互選し、総会で決定することとなっております。
- 議長 長 それでは、運営委員を指名します。
会長と会長職務代理者、各常任委員長の4人は運営委員となりますので、残りの5名については、太田博巳農地常任委員長職務代理、松田康政農業振興常任委員長職務代理、清野貢市委員、秋保茂男委員、那須桂子委員の5名を指名いたします。御異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議長 長 全員異議なしと認め、以上のように指名します。
ここで、運営委員会を開催の上、運営委員長と同職務代理者を選任していただき、事務局へ報告をお願いします。
その間、総会を休憩します。
(休憩)
- 議長 長 総会を再開します。
協議の結果を事務局から報告してください。
- 事務局長 運営委員長には清野貢市委員、同職務代理者に秋保茂男委員が互選

されました。

議長 それでは、事務局報告のとおり決定していかがですか。
(異議なしの声)

議長 全員異議なしと認め、報告のとおり決定します。
運営委員長及び同職務代理者からあいさつをお願いします。
(清野運営委員長あいさつ)
(秋保運営委員長職務代理者あいさつ)

議長 議第21号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会で農地利用最適化推進委員を委嘱することになっております。

農地利用最適化推進委員については、去る3月2日から3月27日までの間に推薦や公募を行いました。

前農業委員による農地利用最適化推進委員候補者評価委員会が6月15日に開催され、お手元の資料に記載されてある方が、農地利用最適化推進委員に相応しい者として候補者となったものです。

なお、高掬地区を除く地区は、定数どおりの各1名が地区から推薦を受けております。

この名簿のとおり、農業委員会として委嘱して良いか決定していただくものです。任期は農業委員の任期と同じく令和5年7月19日までです。

議長 ただ今事務局から説明があった8名の農地利用最適化推進委員の委嘱については、各地区から推薦や公募があり、評価委員会の報告を受けて、今回の総会に推進委員として適任と思われる者を候補者として選任されたものです。

この8名について御異議ございますか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、農地利用最適化推進委員8名を決定しました。
決定した農地利用最適化推進委員に対しては、後日委嘱状を交付してまいります。

議長 日程第7 諸般の報告を行います。

事務局長 配布しております予定表を御覧ください。

7月31日に農地最適化調整会議を開催し、農地利用最適化推進委

員への委嘱状交付、広報編集委員、合同運営委員、天童市農業委員会互助会役員を選任、研修会、歓送迎会を予定しております。

また、新農業委員においては、8月27日に県農業会議による新任者の研修会が予定されています。日程の確保についてよろしく申し上げます。

この総会終了後ですが、各地区で集まっていただき、担当地区の振り分けをお願いします。担当地区が決まりましたら事務局まで御報告ください。

議 長 以上をもちまして、令和2年度第5回天童市農業委員会総会を閉会いたします。

午前11時50分 閉会